

文化財に関する日田市の各種計画の概要

計画名	概要
第6次日田市総合計画 (地方創生推進課)	<p>第6次日田市総合計画（以下「総合計画」という。）は、本市が目指す将来像を実現するために実施する政策を明らかにし、市民と行政がまちづくりを協働して進めるための指針です。また、本市の最上位計画として総合的かつ計画的な行政運営を行うための方針となるものです。</p> <p>総合計画の計画期間は平成29年度から令和9年度となっており、計画の構成は基本構想、基本計画及び実施計画により構成されています。</p> <p>基本計画は第1期計画を3年間、第2期計画を4年間、第3計画を4年間に区分して策定しており、現在は第2期計画となっています。また、実施計画は3年間で単位として毎年見直しを行っています。</p> <p>第2期計画は6つの章から構成され、特に文化財に関する施策については、「やりがいと魅力をつくる～価値を磨き続ける ひた～産業振興3－（4）観光の振興 ①地域資源を活かした観光の魅力づくり」「安全で快適に暮らす～便利も快適もそろえる ひた～生活基盤4－（4）地域特性を活かした空間づくり ②景観の形成」「学ぶ楽しさを増やす～学ぶ機会に満ちる ひた～教育・文化5－（2）文化芸術の振興 ①文化財や芸術文化の保存、継承と発展」「同章（3）生涯学習の充実 ②博物館の機能の充実」等において示されています。</p>
第2期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (地方創生推進課)	<p>日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、国の総合戦略及び大分県の総合戦略を勘案しつつ、本市の最上位計画である総合計画や「日田市人口ビジョン」を踏まえ、基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。</p> <p>第1期は令和元年度に終了し、「日田市における安定した雇用を創出する」「日田市への新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「人が共に支え合い、安全・安心で快適に暮らせる地域を創る」の4つの基本目標の達成に向け、様々な取り組みを行ってきました。</p> <p>第2期総合計画の計画期間は令和2年度から令和5年度となっており、第1期の4つの基本目標は、基本目標としては継承せず、継続的な課題として対応していくこととし、新たに「若い世代が住み続けたいと思うふるさと日田を創る」を基本目標に掲げました。</p> <p>人口減少の抑制に向け、市民と行政が、ネットワークを形成しながら強固に連携し、協力し合うことが重要となるため、第1期総合戦略では、行政が推進していく内容を主体として記載していましたが、第2期総合戦略においては、総合戦略の中に行政と民間等が相互に推進していく内容を記載していくことで連携を図り、目標の達成を目指しています。</p>
第2次日田市定住自立圏共生ビジョン (地方創生推進課)	<p>日田市定住自立圏共生ビジョン（以下「定住自立圏共生ビジョン」という。）は、総合計画を上位計画とし、旧日田市の区域と、旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町の区域で形成する「日田市定住自立圏」のどこでも誰もが安心して定住できる環境を整備するとともに、自立するための経済基盤を確立し、魅力あふれる圏域を形成することを目的として、策定されました。</p> <p>第2次定住自立圏共生ビジョンの計画期間は令和3年度から令和5（2023）年度までの3年間であり、基本方針として、3つの項目が示されています。</p> <p>特に文化財に関する事業については、「基本方針1.生活機能の強化（2）文化芸術 ア文化芸術の振興」に記載されています。</p>
日田市過疎地域持続的発展計画 (地方創生推進課)	<p>日田市過疎地域持続的発展計画は、令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定に基づき策定されました。本計画は市内全域を対象として、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を目的に策定された計画です。</p> <p>計画には、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標等について定められ、計画期間は令和3年度から令和7年度までです。</p> <p>構成は13の項目から成り立っており、特に文化財に関する施策については、「11. 地域文化の振興等」において、現況と問題点及び対策等について示されています。</p>

計画名	概要
第4次日田市国土利用計画 (地方創生推進課)	<p>日田市国土利用計画（以下「国土利用計画」という。）は、日田市の土地利用の現状と推移を把握し、自然的、社会的、経済的及び文化的条件について配慮するとともに、健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図ることを理念として、総合的かつ計画的な市土の利用を図ることを目的として策定されました。</p> <p>第4次国土利用計画の計画期間は平成25年度から令和4年度までの10年間となっております。その中で5つの基本方針や土地の利用目的に応じた目標等が定められています。それらの基本方針や目標等に掲げる事項を達成するため、具体的な措置が示されており、特に文化財に関しては、「5.環境の保全と美しい市土の形成」において、歴史的町並みの保全・整備や景観の保護について、示されています。</p>
日田市地域防災計画 (防災・危機管理課)	<p>日田市地域防災計画は、大分県地域防災計画との整合性を図りながら、日田市における防災活動体制の整備確立を図るとともに、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、もって防災活動の効果的な実施を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、策定されました。「市民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について、風水害及び地震それぞれに3つの基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進しています。</p> <p>このうち、文化財に関する施策については、風水害に関するものは、「第2部災害予防計画（風水害） 第2章災害に強いまちづくり 3.文化財の災害予防対策」の中の「（1）文化財防災施設の設置促進」「（2）文化財防災施設の維持管理」「（3）歴史資料等の防災対策の推進」において示されています。また、地震に関するものは、「第2部災害予防計画（地震編） 第2章災害に強いまちづくり 3.文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性の確保」の中の「（1）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針」「（2）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施」において示されています。</p>
第3次日田市情報化基本計画 (情報統計課)	<p>日田市情報化基本計画（以下「情報化基本計画」という）は、情報通信技術を活用することにより、豊かな市民生活を実現することを目的として、策定されました。</p> <p>第3次情報化基本計画は、『第2次日田市情報化基本計画』の進捗状況について検証を行うとともに、これまでに整備した情報システム環境の利活用と見直しを主な目標としています。</p> <p>第3次情報化基本計画の計画期間は平成29年度から令和3年度までの5年間となっております。その構成は4つの章から構成されています。</p> <p>特に文化財に関しては、「第3章 日田市のIT環境 3-2.第2次日田市情報化基本計画の進捗状況」において、「文化財資料の電子化と各種情報の提供」の進捗状況について、記載されています。</p>
第3次日田市環境基本計画 (環境課)	<p>日田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という）は、環境保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示し、総合的かつ計画的に推進することを目的とし、策定されました。</p> <p>第3次環境基本計画は、世界的な気候変動問題、プラスチック問題の深刻化や環境・経済・社会の三側面が関連し複雑化した課題に対応し、持続可能な世界を実現するための「持続可能な開発目標（SDGs）」の考えのもと、受け継がれてきた「水郷ひた」と呼ばれる恵まれた自然環境を守り、環境と共生する持続可能なまちづくりを推進するため、策定されました。</p> <p>第3次環境基本計画の計画期間は、令和3年度から、令和9年（2027）年度までとなっております。施策の柱として4つの項目が定められています。</p> <p>このうち、文化財に関する施策については、「施策の柱 i. 地域資源を生かすまち～水郷ひたづくりの推進～」の「基本施策（7）歴史的・文化的資源の保全・活用、良好な景観の保全」において、「1 歴史的・文化的資源の保全・活用を図ります。」「2 良好な町並み景観を保全します。」という施策の方向が示されています。</p>

計画名	概要
<p>新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン (林業振興課)</p>	<p>新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョンは、相互に関連する森林・林業・木材産業のあるべき姿の実現のため、森林・林業・木材産業関係者だけでなく、森林の有する多面的機能の恩恵を受ける市民の理解を深めながら、長期的視点に立って取り組む、日田市が目指すべき森林の姿と基幹産業である林業・木材産業振興の基本的な指針です。</p> <p>新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョンの計画期間は13年となっており、4年ごとに必要に応じて見直しを行っています。</p> <p>「(1) 森林を守り・育てる」「(2) 森林を活かす」「(3) 森林でつながる」という三つのテーマのうち、「(1) 森林を守り・育てる」の「①多面的機能発揮する豊かな森林づくり ○市有林の活用」の中で、日田祇園の山鉾の車輪や小鹿田の唐臼となる材料を育てる目的で、市有林にアカマツ3200本を植栽するという「地域文化財継承へ「祇園の森」の取組」が紹介されています。</p>
<p>日田市観光振興基本計画 (観光課)</p>	<p>日田市観光基本計画(以下「観光基本計画」という。)は、旅行者のニーズの多様化など、観光を取り巻く環境の変化に柔軟に対応すべく、本市の特性を活かした持続可能な“観光振興によるまちづくり”を目指して、その基本となる理念・基本方針・基本施策を掲げ、行政や観光協会、観光関連事業者、観光関連団体のみならず、市民や各種団体、事業者などが一体となって観光振興を図るための指針として策定されました。</p> <p>観光基本計画の計画期間は平成25年度から令和4年度までとなっており、基本方針として5つの項目が定められています。</p> <p>特に文化財に関する施策については、「基本方針1. 地域資源を活かした観光の魅力づくり 基本施策(2) “天領”の歴史・文化を活かした観光の魅力づくり」において、「①天領の町並みを核とした観光事業の推進」「②咸宜園等の歴史的資源の活用」が、基本的取り組みとして示されています。</p>
<p>日田市景観計画 (都市整備課)</p>	<p>日田市景観計画は、都市部における画一的な開発や都市の形成、また農村部における後継者不足などによる耕作放棄地や荒廃林地の増加など、経済性や効率性を追求したまちづくりによる景観破壊から、市民・事業者・行政が協働して、日田市特有の良好な景観を守り、育て、後世に継承していくため、策定されました。</p> <p>旧日田市、旧天瀬町、旧大山町、旧上津江村、旧中津江村、旧前津江村の6つの地域は、それぞれが持つ豊かな地域資源により独自の景観特性を有しており、合併によって行政区域は一体となりましたが、実効性の高い景観形成を図るために、それぞれの地域の特性をふまえ、景観計画区域を4つの景観形成重点地区、3つの線的な景観軸、3つの面的なゾーン、1つの特別区の合わせて11ゾーンに区分しました。</p> <p>基本理念として「自然と地域と人がつながる“水郷日田”の景観まちづくり」を掲げ、さらに目標として、「①豊かな自然環境を守る景観まちづくり」「②地域をつなげる景観まちづくり」「③地域の個性を活かした景観まちづくり」「④みんなが主役の景観まちづくり」を掲げています。また、これらの目標を達成するため、基本方針として、「①暮らしを支える農林山村を守り・育てます。」「②地域をつなぐ”おもてなし空間”を形成します。」「③歴史と伝統が息づく町並み景観を守り、活かします。」「④身近で日常的な景観を一人ひとりが守り、育みます。」を掲げています。</p>
<p>日田市都市計画マスタープラン (都市整備課)</p>	<p>日田市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき「日田市の都市計画に関する基本的な方針」を示すものです。市民の意見を反映しながら、“日田市における将来の都市像”の方向性を示すことで、地域ごとの課題に応じた都市施設の整備方針等を定めています。土地の利用方法や道路・公園・上下水道等の施設整備の目標に加え、自然環境や景観、防災等に関する現況や動向を考慮した“長期的なまちづくりの基本構想”です。</p> <p>計画期間は平成25年度から令和15年度までとなっており、将来の都市像を『水と緑と人を育み、歴史豊かな活気ある交流都市』とし、5つの基本方針を掲げています。この基本方針を元に、土地利用・交通体系・公園緑地・都市施設・景観・防災など、都市計画に関する分野毎にまちづくりの方針を設定しています。</p> <p>特に文化財に関する施策については、「1. 土地利用の方針」における「歴史文化交流地」や、「5. 景観の方針」において、示されています。</p>

計画名	概要
<p>日田市教育大綱 (教育総務課)</p>	<p>日田市教育大綱(以下「教育大綱」という。)は、地域住民の意向のより一層の反映と日田市における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、日田市長と日田市教育委員会が協議して定めた、日田市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、総合計画及び「日田市教育行政実施方針」と連動し、総合戦略とも整合性を図っています。</p> <p>教育大綱の実施期間は平成28年度から令和3年度までの6年間となっており、その中で5つの基本理念が掲げられています。特に文化財に関しては、「5. 咸宜園などふるさとの歴史と文化を守り、未来につなぎます。」という基本理念が掲げられています。</p> <p>教育大綱の具体的な取り組みについては、「日田市教育行政実施方針」において、示されています。</p>
<p>日田市教育行政実施方針 (教育総務課)</p>	<p>日田市教育行政実施方針(以下『教育行政実施方針』という。)は、教育に関する現状と課題を的確に把握し、その解決や進展を図るための方策を明文化し、一貫したより良い教育の実現を目指すため、平成24年度から平成28年度を計画期間とした前期の教育行政実施方針の取組を総括するとともに、平成28年4月に策定した教育大綱で示された基本方針を実現するための具体的な取組を示すものであり、総合計画と連動し、かつ、国が策定した教育振興基本計画を参照して策定されました。</p> <p>計画期間は平成29年度から令和3年度までの5年間となっており、その構成は4つの章から成り立っています。特に文化財に関する施策については、「IV《文化芸術の振興》IV-第1 ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用」において、「1. ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用」「2. 保存と活用に向けた環境の整備」「3. 愛護意識の高揚と愛護活動への支援」「4. 咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録」にの4つが示されています。</p>
<p>第二次日田市文化振興基本計画 (社会教育課)</p>	<p>日田市文化振興基本計画(以下「文化振興基本計画」という。)は、文化の振興に当たっての基本理念を基に、市民の芸術文化活動や本誌の歴史ある文化遺産、生活の中の文化などを活用し、生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、文化に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として策定されています。</p> <p>第2次文化振興基本計画は、平成28年度までの第1次文化振興基本計画の文化振興施策と事務事業の成果及び課題について検証し、策定されました。</p> <p>第2次文化振興基本計画の計画期間は平成29年度から令和9年度までの11年間となっており、さらに11年の計画期間を3年、4年、4年の3期に区分しています。</p> <p>基本理念として、「(1)文化の保存、継承」「(2)日田らしい歴史、風土の反映」「(3)市民の主体的な参加」「(4)文化活動の尊重」「(5)誰もが文化に接することができる環境整備」「(6)情報の受発信と交流の推進」「(7)市民の意見の反映」の7つを掲げており、これらの基本理念のもと、地域を活性化させる文化力を活用し、市民生活に安らぎと潤いを与えながら、行政、市民や文化団体、事業所等の協働によって『心豊かで輝く人の育つ活力ある地域社会』の実現を将来像としています。</p>